

月刊

桜井 シュウ

さくらい しゅう

2020年7月号

三ツ星議員★★★★

国政報告会のお知らせ（参加費 無料）

日時 7月19日（日） 10:00～11:30

場所 いたみホール（6階）中ホール

日時 8月30日（日） 14:00～16:00

場所 アステ川西（6階）

日時 9月 5日（土） 14:00～16:00

場所 逆瀬川アピアホール

日時 9月19日（土） 14:00～16:00

場所 宝塚市立東公民館

質疑応答の時間をたっぷり取りますので、質問・意見をおよせください。当日参加も大歓迎ですが、準備の都合上、事前申込み頂けると幸いです。（新型コロナウイルス感染症流行状況により中止となる場合がありますので、予めご了承下さい）

7月号

新型コロナ対策、命と暮らしと経済を守る

政府は5月25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」を全国で解除しました。みなさまが長期にわたって慣れない自粛生活を耐えていただいた成果であり、改めて感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除となったものの、多くの事業者は客足が戻らず売上げは低迷したままです。ここからが正念場で引き続き政治が責任と役割を果たすときです。これまでも、1人10万円の特別定額給付金、雇用調整助成金の増額、事業者家賃支援など野党共同会派「立国社」（立憲民主党・国民民主党・社会民主党）が提案した政策が1～2ヶ月遅れて実現しています。今後も、政府の対応が後手に回ることを踏まえて先手で提案していきます（内面参照）。

一方で、緊急事態宣言が解除されたからといって、感染のリスクがなくなるわけではありません。感染急増の第2波を防ぐべく、的確な監視体制と治療体制を維持してまいります。例

えば、全国に数十万ある飲食店の休業が必要だったのか、いわゆるキャバクラ・ホストクラブなど客の隣で店員が接客するスタイルの店では集団感染があり規制すべきですが、そうでない店はどの程度の規制が必要なのか、分析検討すべきです。また、コンサートなど大規模イベントは、現場で必要な対策のガイドラインを政府が作成すべきです。

このためには、これまで収集したデータと政策決定の分析・検証が不可欠です。しかし、政府は専門家会議の議事録を作成しないなど酷い状況です。国民の命と生活がかかっているのですから、早急に記録を回復するよう求めます。

* * *

桜井シュウは、新型コロナ感染症という未曾有の危機に国会議員であることを運命と思い定め、日々、燃え尽きる想いで政策づくりに取り組んでいます。危機のときこそ、政治の責任と役割は大きいのですから。

新型コロナ対策、桜井シュウの国会での取り組み



1月20日(月)から6月17日(水)までの第201回通常国会では、桜井シュウは、所属する財務金融委員会のみならず、経済産業委員会や農林水産委員会などで14回の質問機会を与えられました。また、法案の施行にあたっての留意事項を定める附帯決議を2度、提案しました。さらに、質問主意書で23回もの質問を行い、質問内容については新聞にも取上げられました。

議員立法については、法案提出者として3本、全会一致の委員長提案の実務担当として2本を手がけるなど、国民の生活と暮らしをまもるための政策を推進しています。

特に、新型コロナウイルス感染症対応では、主に経済分野での課題解決に取り組んでいます。多くの事業者が、休業・自粛期間中の赤字を抱え、感染症収束後も厳しい経営環境に苦悩されています。その中でも、なんとか事業継続できるよう支援策を作成・提案してきました。

また、安全安心の医療介護の実現のための国会請願など10本の請願の紹介議員になりました。国民のみなさまの意見・要望を国会に届けるべく、日夜、奮闘しています。

■コロナ感染症による経済対策を具体的に推進

桜井シュウは、事業者の家賃負担を軽減するために、家賃を猶予・補助する中小事業者家賃支援法案を実務担当者として作成し、立憲民主党・国民民主党・社会民主党・共産党などの共同提出の法案として4月に衆議院に提出しました。すなわち、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言で苦闘する事業者の家賃支援は緊急を要するとして、即時実施可能な具体策を提案しました。

しかし、政府与党の反応は鈍く、4月の1次補正予算には入らず、6月の2次補正予算ようやく盛り込まれました。しかし、申請受付の開始は7月頃に、実際の給付は8月頃になると見込まれます。これでは間に合わず、事業継続を断念せざるをえない事業者が続出するのではと憂慮しています。遅すぎる政府の支援策をカバーするためにも、支援金が給付されるまでのつなぎ融資を迅速的確に提供するよう政府に求めています。

【政治コラム】これでいいのか?インターネット上で誹謗中傷が野放しに!

女子プロレス選手でフジテレビの番組「テラスハウス」に出演していた木村花さんが5月に22歳の若さで亡くなりました。木村さんは亡くなる直前にインターネット上で大量の誹謗中傷を受けたことに悩んでいた、と報じられています。

実は、桜井シュウは今年1月20日に「インターネット上での誹謗中傷行為が実質的に野放しになっていて被害者が泣き寝入りを強い

られている問題」について国会質問を行い、解決策を提案してきました。そして、総務省は4月に有識者検討会をスタートさせました。

桜井シュウの取り組みがもう少し早ければ、木村さんの死を防げたかもしれないと思うと、残念でなりません。桜井シュウはインターネットが安心安全な空間となるようにプロバイダー責任制限法や民事訴訟法の改正など対策に取り組めます。

2次補正予算、野党「立国社」の提案が実現

野党「立国社」の政策	提案	可決
コロナ感染症対策予算	2月 → 4月	
一人10万円の特別定額給付金	3月 → 4月	
雇用調整助成金の拡充	4月 → 6月	
持続化給付金の倍増	4月 → 6月	
事業者への家賃支援	4月 → 6月	
医療機関・医療従事者への支援	4月 → 6月	
困窮学生への支援	5月	6月

新型コロナウイルス感染症対策として立憲民主党・国民民主党・社会民主党などで構成する野党最大会派「立国社」が提案してきたことが、続々と実現しています。ただし、残念なのは政府与党の反応が鈍く、提案から可決成立までに1～2ヶ月もかかっていることです。さらに、実際の給付が国民のみなさまに届くには更に時間がかかっています。

いずれの政策も4月の緊急事態宣言とともに実施すべきでしたし、そのタイミングで我々は提案しました。しかし、一次補正予算には盛り込まれず、6月の2次補正予算ようやく盛り込まれました。事業実施には更に時間を要するので、困窮する方々に支援が届くのは7月以降になるかもしれません。これでは間に合わず、多くの方々が救われないのではないかと憂慮しています。

■届かぬ給付金、不透明な委託費

予算決定だけでなく事業実施も遅く、困窮する方々が困っています。一人10万円の特別定額給付金では、高市総務大臣がマイナンバーカードを活用したオンライン申請を勧めましたが、郵送よりも遅くなるケースが出ています。

事業継続を支援する持続化給付金は5月1日から受付開始しましたが、順調に給付金が振り込まれる事業者がいる一方で、なかなか届かぬ

い方もいらっしゃいます。給付事務の委託にあたっては、特に振込みまでの期間(例えば、申請受付から2週間以内など)を契約で定めておらず、時間がかかっても委託業者には何の罰則もありません。むしろ、給付事務を委託したサービスデザイン推進協議会には769億円もの委託費を支払いながら、電通に749億円で再委託、電通子会社に709億円で再々委託されていました。委託事務の入札前に経済産業省中小企業庁が電通社員などと打ち合せするなど不明朗です。的確な給付事務が執行できているのであれば、委託費が少々かかってもやむをえないと考えますが、実態はいいかげんな委託契約で再委託の連鎖で中抜きが横行しているのではないか、と疑わざるをえません。

コロナ禍のドサクサに紛れて、火事場泥棒のようなことがおきていないか、桜井シュウは国民の皆様からお預かりした税金の執行を厳しくチェックし、不正を正します。

■予備費10兆円という問題

第2次補正予算には、予備費が10兆円も計上されています。予備費は災害対応など予測不可能な突発的な事案に対応するための予算です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は既におきている問題ですから、必要な事業を企画し必要な額を計上すべきです。桜井シュウは会派「立国社」の仲間とともに、具体的な事業に予算を振り向ける補正予算組み替え動議を提出しました。さらに必要があれば三次補正予算案を編成すべきです。そのために通常国会の会期は延長すべきです。国会議員はもっと仕事すべきです。

予備費は、内閣が何にでも使えます。国会のチェックが効かなければ、アベノマスク(当初予算の予備費)などに使われてしまいます。また、委託費などで不透明な使われ方をしても正すことができません。

何が問題？ 検察庁法改正案

年金給付開始年齢引き上げに伴い、民間企業では定年が引き上げられていますが、公務員についても同様に対応するため国家公務員法等を改正する法案が上程されました。問題は「等」で、検察庁法など9本の法改正も抱き合わせ商法の如くブチ込んだことです。

検察官の定年は63歳ですが、1年毎に最長3年の延長を可能とし、しかも延長の可否は「内閣の定めるところにより」と規定し、内閣が判断するとしたことです。キャリア最後の3年ですから、検事総長・検事長など幹部の人事は内閣総理大臣に近い人物が選抜されることとなります。国家公務員については「人事院の定めるところにより」と規定し、人事院が判断することとしているのと比較しても、内閣の検察への介入が露骨です。

この背景として、安倍内閣に近いとされた黒川弘務氏（前東京高検検事長）を検事総長（検察トップ）に据えようとしたからと言われていいます。黒川氏は今年2月に63歳の定年を迎えましたが、1月末に法解釈をねじ曲げて「余人を以て代えがたい」として定年延長となりました。そして、今回の法改正を経て夏には検事総長に就任する見通しでした。しかし、賭け麻雀が発覚し辞職に追い込まれました。黒川検事長が辞職してみて「余人を以て代えがたい」訳ではないことが明らかになりました。

なお、過去に賭け麻雀が原因で辞職した国家公務員は、停職処分となり退職金は大幅に減額されました。黒川氏については訓告で退職金の減額はなく約6千万円が支払われました。辞職してもなお黒川氏は厚遇されているようです。

桜井シュウ（さくらい しゅう）プロフィール

- 【学歴】美鈴月影幼稚園、鈴原小、南中、県立伊丹高、京都大、京都大院修士、ブラウン大院修士
- 【職歴】国際協力銀行調査役、弁理士、伊丹市議会議員（2期）
- 【資格】弁理士、国会議員政策担当秘書試験合格
- 【家族】妻、子ども2人、犬（トイプードル♀）

三ツ星議員★★★★とは

議員立法の提案、本会議・委員会での審議、質問主意書などの国会活動を評価され、三ツ星議員として政策評価NPOに表彰されました！

発行者：**桜井 シュウ**

〒664-0858 伊丹市西台2-5-11
松屋ビル2F

TEL ▶ 072-768-9260

FAX ▶ 072-768-9261

e-mail ▶ sakuraishu.office@gmail.com

URL ▶ <http://www.sakuraishu.net/>



桜井シュウの政治活動へのご協力をお願い

●ポスティング

伊丹市・宝塚市・川西市の各ご家庭に配布しております。ご近所周辺など可能な範囲・枚数だけで結構ですので、ご協力をお願い致します。

●ポスター掲示

ご自宅の塀・外壁、駐車場のフェンスなどに桜井シュウのポスターを貼って下さい。またご近所に人通りが多く、ポスターを掲示していただけたら場所がありましたらご紹介下さい。

●カンパ

一人でも多くの方に国政報告をお届けするために、カンパをお願い致します。お振込みいただく場合は、恐れ入りますが手数料のご負担をお願い致します。

（※個人献金ができるのは日本国籍を持つ方に限られます。）

■お振込先：

三井住友銀行 伊丹支店 普通4719556「桜井周後援会」
ゆうちょ銀行 00970-8-332979「周山会」

ご意見・ご相談、お気軽にご連絡下さい！ ※直接書き込んでファックスでお送りください。

お名前 ▶

お電話番号 ▶

ご意見 ▶